

株 主 各 位

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号

株 式 会 社 あ さ ひ

代表取締役社長 下 田 佳 史

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月15日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年5月16日（土曜日）午後1時（受付開始 午後0時）
2. 場 所 大阪市都島区高倉町三丁目11番4号 当社本店 4F 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第40期（自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日）事業報告、
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.cb-asahi.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

第 40 期 事 業 報 告

(自 平成26年 2月21日)
(至 平成27年 2月20日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策により、企業収益や雇用環境に改善が見られるなど、消費税増税後の反動減も徐々に一巡し、全般的には緩やかな景気回復基調で推移しました。一方、輸入品をはじめとする様々な商品の物価が円安等の影響により上昇し、個人消費は依然として先行き不透明な状況が続いております。

自転車業界におきましては、一部で消費回復傾向が見られるものの、消費者の節約志向が依然として高いことや、円安による仕入価格の上昇、天候不順の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、お客様の快適なサイクルライフを一層充実するため、店舗における接客対応力の向上並びに一部既存店のリニューアルを行うとともに、積極的な新規出店をいたしました。また、東日本の自社物流倉庫を増築したことで、国内500店舗体制を見据えた物流の効率化、ローコスト化を実現するとともに、インターネット販売の即日配送体制の構築に取り組んでまいりました。

新しい取り組みといたしましては、平成26年11月より一部エリアにて修理引取りお届けサービス（出張修理）を開始いたしました。商品政策におきましては、メーカーとしての強みを活かし、時流に合わせた魅力ある商品開発を、機動的に行いました。また、お客様が当社のP B（プライベートブランド）商品をお使いいただくシーンをイメージしやすくなるよう、商品の専用サイトを立ち上げ、当社P B商品に対するブランドイメージの向上に取り組みしました。

（第40期業績概況）

新規出店につきましては、北海道地域へ1店舗、東北地域へ1店舗、関東地域へ11店舗、甲信越地域へ3店舗、中部地域へ6店舗、近畿地域へ8店舗、中国地域へ1店舗、四国地域へ3店舗、九州地域へ5店舗の計39店舗を出店するとともに、関東地域の1店舗、中部地域の3店舗、近畿地域の1店舗、また近畿地域のF C（フランチャイズ）店の1店舗を建替え、中部地域の1店舗を移転いたしました。この結果、当事業年度末店舗数は直営店371店舗、F C店22店舗のあわせて393店舗となりました。

これらの結果、当事業年度におきましては、

売 上 高	44,561,325千円	(前期比5.7%増)
経 常 利 益	2,480,090千円	(前期比31.9%減)
当期純利益	1,370,617千円	(前期比37.4%減)

となりました。

なお、当社は自転車小売事業を行う単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当事業年度の資金調達につきましては、金融機関より短期借入金10億円及び長期借入金15億円の調達を実施しております。

(2) 設備投資

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充を図るため、新たに39店舗を出店するとともに1店舗を移転、5店舗を建替えしました。また、物流倉庫の増築を行いました。その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産3,854,647千円、賃貸借契約に係る差入保証金873,274千円、建設協力金77,559千円の総額4,805,481千円となりました。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第37期	第38期	第39期	第40期
		平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)		35,253,992	37,498,240	42,164,832	44,561,325
経 常 利 益 (千円)		4,496,070	4,106,684	3,640,840	2,480,090
当 期 純 利 益 (千円)		2,409,920	2,171,529	2,188,822	1,370,617
1株当たり当期純利益 (円)		91.84	82.75	83.41	52.34
総 資 産 (千円)		19,928,389	22,304,097	24,593,009	29,326,274
純 資 産 (千円)		14,302,969	16,314,356	18,011,907	19,425,384
1株当たり純資産額 (円)		545.07	621.72	686.42	742.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式(82,750株)を控除して計算しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成26年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は54,342株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は82,400株であります。
4. 従来、販売費及び一般管理費に計上しておりました各都道府県の防犯登録管理団体への登録料の支払いについて、第38期より売上高から控除する方法に変更を行ったため、第37期の売上高について当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

4. 対処すべき課題

当面の対処すべき課題としましては、「店舗・ネット販売の強化」「安心・安全な商品開発」「顧客満足度向上のためのサービス提供」を重要課題として取り組んでまいります。

「店舗・ネット販売の強化」につきましては、時流に合った多様なチャネルの利用による販売機会の拡大、既存店舗の活性化、新規出店によるシェア拡大、提案型の売り場づくりの推進など、より便利にご利用いただける販売スタイルを構築してまいります。

「安心・安全な商品開発」につきましては、従来取り組んでいる品質管理体制をより強化し、安心して快適な自転車を提供できるよう取り組んでまいります。また商品ブランドの強化やお客様ニーズを取り入れた商品開発など自転車の更なる商品価値向上に努めてまいります。

「顧客満足度向上のためのサービス提供」につきましては、出張修理サービスやお客様一人一人に合わせた接客力及び技術力の向上など充実したサービスを提供し、お客様のサイクルライフのより良きパートナーを目指してまいります。

5. 主要な事業内容（平成27年2月20日現在）

自転車及びその部品並びに付属品の輸入・輸出・製造・卸・販売

自転車の点検、修理

自転車及びその部品並びに付属品のレンタル業務

インターネットによる通信販売業務

6. 主要な事業所及び店舗並びに使用人の状況（平成27年2月20日現在）

(1) 主要な事業所及び店舗

① 本社	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号				
② 関東オフィス	東京都八王子市南大沢ニ丁目214-4				
③ 直営店舗	371店舗				
北海道東北エリア	(12店舗)				
北海道	5店舗	岩手県	1店舗	宮城県	4店舗
秋田県	1店舗	山形県	1店舗		
関東甲信越エリア	(147店舗)				
茨城県	10店舗	栃木県	6店舗	群馬県	5店舗
埼玉県	23店舗	千葉県	21店舗	東京都	45店舗
神奈川県	27店舗	新潟県	6店舗	山梨県	2店舗
長野県	2店舗				
中部エリア	(57店舗)				
富山県	4店舗	石川県	4店舗	福井県	1店舗
岐阜県	1店舗	静岡県	12店舗	愛知県	31店舗
三重県	4店舗				
近畿エリア	(87店舗)				
滋賀県	3店舗	京都府	7店舗	大阪府	43店舗
兵庫県	26店舗	奈良県	4店舗	和歌山県	4店舗
中国四国エリア	(32店舗)				
岡山県	5店舗	広島県	10店舗	山口県	3店舗
徳島県	2店舗	香川県	4店舗	愛媛県	5店舗
高知県	3店舗				
九州エリア	(36店舗)				
福岡県	21店舗	佐賀県	2店舗	熊本県	5店舗
大分県	4店舗	宮崎県	4店舗		
④ インターネット店舗	3店舗				
(通信販売) ネットワーキング店					
サイクルモール・ヤフー店	サイクルモール・楽天市場店				

⑤ F C 店 舗 22店舗

北 海 道	1店舗	愛 知 県	1店舗	三 重 県	4店舗
京 都 府	3店舗	大 阪 府	7店舗	兵 庫 県	2店舗
広 島 県	1店舗	大 分 県	1店舗	鹿 児 島 県	2店舗

⑥ 物 流 倉 庫 2拠点

(三 重 県) A L C 西日本 (サイクルベースあさひ西日本物流センター)

(埼 玉 県) A L C 東日本 (サイクルベースあさひ東日本物流センター)

(2) 使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,229名	128名増	30歳7ヶ月	5年10ヶ月

(注) 使用人数には、使用人兼務取締役5名は含んでおりません。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、当社の子会社として愛三希（北京）自転車商貿有限公司がありますが、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成しておりません。

8. 主要な借入先及び借入額（平成27年2月20日現在）

借 入 先	借 入 額 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,666,680 千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,000,000

Ⅱ. 株式に関する事項（平成27年2月20日現在）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 96,243,200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 26,240,800株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 8,573名（単元未満株主を含む） |
| (4) 上位10名の株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
下 田 進	3,930,216 株	14.98 %
下 田 佳 史	3,242,200	12.36
下 田 幸 男	2,007,264	7.65
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	1,848,700	7.05
下 田 英 樹	1,520,000	5.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,032,445	3.93
下 田 富 昭	986,592	3.76
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	763,500	2.91
あ さ ひ 従 業 員 持 株 会	743,300	2.83
JP MORGAN CHASE BANK 385632	679,900	2.59

（注） 持株比率は自己株式（350株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式82,400株を含んでおりません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成27年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	下 田 佳 史	愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理
取 締 役	林 伸 之	店舗開発部長
取 締 役	松 下 徹	店舗運営部長
取 締 役	古 賀 俊 勝	経理部長
取 締 役	西 岡 志 朗	総務部長
取 締 役	大 森 貴 志	商品部長
取 締 役	池 永 隆	海外戦略担当
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	愛三希（北京）自転車商貿有限公司監事
監 査 役	北 山 顕 一	
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心齋橋パートナーズ代表社員弁護士

- （注）1. 監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役西村孝一氏は、事業会社において経理部長を歴任するなど、永年にわたる経理部門での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、平成22年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
4. 当社は、監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

（就任）

平成26年5月17日開催の第39回定時株主総会において、池永隆氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取 締 役	7 名	97,689千円
監 査 役	3 名	14,002千円
合 計	10名	111,692千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役3名に対する報酬等の総額は、14,002千円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5,572千円（取締役6名5,246千円、監査役1名326千円（うち社外監査役分326千円））を含めております。
3. 報酬等の額には、平成26年5月17日開催の第39回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役6名20,000千円）を含めております。
4. 株主総会の決議（平成15年5月19日）による取締役報酬の限度額は、年額150,000千円であります。
5. 株主総会の決議（平成16年5月19日）による監査役報酬の限度額は、年額20,000千円であります。
6. 株主総会の決議（平成26年5月17日）による取締役に対する株式報酬等についての会社が提出する金員の上限は、上記4.とは別枠で連続する5事業年度を対象として150,000千円であります。
7. 役員退職慰労金制度につきましては、平成26年5月17日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者との兼職状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心斎橋パートナーズにおいて、代表社員弁護士として、業務執行を行っております。

(注) 弁護士法人心斎橋パートナーズと当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	当事業年度開催の取締役会20回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、14回のうち、全回出席しております。会計監査（監査法人との連携による）と業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認、各部門の内部統制管理の整備状況や法令・諸規程の遵守並びに運営状況の確認、また各店舗の運営・管理状況の確認）を行っており、当社のコーポレートガバナンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監 査 役	北 山 顕 一	当事業年度開催の取締役会20回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、14回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認、また各店舗の運営・管理状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。
監 査 役	神 田 孝	当事業年度開催の取締役会20回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、14回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	33,000
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

＜内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況＞

経営理念及び行動指針

経営理念

『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』

この経営理念の下、実践をとおして、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

行動指針

顧客満足度の追求：常にお客様の立場に立って考え、行動します。

感謝の気持ち、誠意ある態度が基本です。

安全性の追求：安全かつ信頼性の高い魅力ある商品を適正な価格で提供します。

常なる革新：熱意をもって、常に自ら革新に努めます。

法規の遵守：適法、公正にして社会規範に則した行動をとります。

当社は、経営理念の実現に向けて、上記の行動指針をすべての役員と従業員が業務執行の基本方針とするとともに、適正な業務執行のための内部統制システムを構築・整備・運用しております。

そして、業務の適法性・効率性の確保と危機管理に努め、さらにこの内部統制システムの整備を図るため、環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を行ってまいります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び従業員に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は、法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行い、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査役は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行っております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。

管理の運用・手続き及び体制については、監査役による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催または派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生の予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部が担当、監視しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、每期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役会に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画が投資家始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長がIR担当取締役となり、直轄の部署において情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら全ての説明会等における発表を務めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査業務のみを行う社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

また、監査過程において発見された事項をまとめ監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行うことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行っております。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び非連結子会社（愛三希（北京）自転車商貿有限公司）であり、非連結子会社からは定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

当社においては、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失または危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。また、部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っています。

業務の適正を確保するための体制の構築について、管理部門は支援推進し、指導管理しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき従業員は置いておりませんが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための従業員を置くこととします。監査役の職務を補助する従業員の任命・異動については監査役全員の同意の下、取締役と意見交換した上で決定いたします。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき期間中は、補助を指名された従業員への指揮権は監査役に委譲され、任命、解任、評価、人事異動、賃金の改定等の人事権に関しても、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社の業務または業績の重要な事項について監査役に報告を行っております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとしております。

監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査役会宛に提出いたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、全員社外監査役であります。月1回以上監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議しております。また、定期的に代表取締役と会合し、監査上の重要課題等について意見及び情報の交換を行っております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査役は合理的、効率的な業務監査を行うため、取締役会、経営会議等重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門との内部監査計画の協議、意見交換を行うなど密接な情報交換と連携を図っており、会計監査人とも緊密な連携を保つことにより実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務情報及び非財務情報の報告の信頼性確保及び金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行う内部統制部会を設置し、整備、運用状況などの検証を行います。内部統制部会は従業員に対して、制度及び業務プロセスにおける統制が財務報告の信頼性確保を目的とした活動であることを教育・研修により周知徹底します。また、内部統制部会は当社の内部統制全般を検討し、内部統制上の不備の発見、不足または懸念の事象については取締役会及び監査役会に報告するとともに対策を行っています。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部統制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

基本方針

当社は、すべての役員及び従業員が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としています。

整備状況

1. 上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでいます。
2. また、不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしています。
3. 反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び従業員の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでいます。
4. 外部専門機関との連携体制の構築を図っています。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、安定的な財務体質の確立、企業価値の向上に努め、将来の成長に備えて内部留保を図ると同時に、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の財務体質の強化、今後の事業活動の充実、拡大、さらには、グローバルな事業展開に有効投資してまいりたいと考えております。

具体的な投資につきましては、引き続き重点的に行っている関東地域への新規出店費用が大半を占めております。

このような方針に基づき、当事業年度の利益配当金につきましては、1株当たり期末配当額を当初予想通りの12円00銭とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は、取締役会であります。

次期の配当金につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、1株当たり12円00銭を予定しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 2 月 20 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,921,602	流 動 負 債	6,790,995
現 金 及 び 預 金	751,730	買 掛 金	2,683,263
売 掛 金	995,902	短 期 借 入 金	1,000,000
商 品	6,962,497	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	99,996
未 着 商 品	900,021	未 払 金	612,193
貯 蔵 品	115,247	未 払 費 用	991,356
未 収 入 金	175,039	未 払 法 人 税 等	313,095
前 払 費 用	229,354	未 払 消 費 税 等	234,827
繰 延 税 金 資 産	92,725	前 受 り 金	183,122
そ の 他 金	701,031	前 受 収 益	88,849
貸 倒 引 当 金	△1,949	賞 与 引 当 金	11,261
固 定 資 産	18,404,672	株 主 優 待 引 当 金	547,159
有 形 固 定 資 産	11,931,756	株 主 優 待 引 当 金	17,887
建 築 物	8,304,535	資 産 除 去 債 務	6,275
構 築 物	207,210	そ の 他	1,707
機 械 及 び 装 置	52,908	固 定 負 債	3,109,894
車 両 運 搬 具	1,828	長 期 借 入 金	2,566,684
工 具、器 具 及 び 備 品	186,842	株 式 報 酬 引 当 金	20,000
土 地	2,859,085	資 産 除 去 債 務	241,790
建 設 仮 勘 定	319,346	そ の 他	281,419
無 形 固 定 資 産	262,011	負 債 合 計	9,900,890
借 地 権	8,019	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	194,556	株 主 資 本	19,012,882
そ の 他	59,436	資 本 金	2,061,356
投 資 そ の 他 の 資 産	6,210,904	資 本 剰 余 金	2,165,171
関 係 会 社 出 資 金	160,000	資 本 準 備 金	2,165,171
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	1,166	利 益 剰 余 金	14,906,742
長 期 未 収 入 金	11,605	利 益 準 備 金	18,688
長 期 前 払 費 用	501,180	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,888,054
破 産 更 生 債 権 等	26,436	特 別 償 却 準 備 金	265,394
差 入 保 証 金	3,487,939	別 途 積 立 金	13,090,000
建 設 協 力 金	1,828,957	繰 越 利 益 剰 余 金	1,532,659
繰 延 税 金 資 産	1,554	自 己 株 式	△120,387
投 資 不 動 産	159,555	評 価 ・ 換 算 差 額 等	412,502
そ の 他 金	81,745	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	412,502
貸 倒 引 当 金	△49,236	純 資 産 合 計	19,425,384
資 産 合 計	29,326,274	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,326,274

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 2 月21日)
(至 平成27年 2 月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	44,561,325
売 上 原 価	22,812,004
売 上 総 利 益	21,749,320
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,326,463
営 業 利 益	2,422,857
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	46,490
受 取 家 賃	52,560
受 取 補 償 金	16,535
そ の 他	30,942
146,528	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,462
為 替 損	37,228
不 動 産 賃 貸 原 価	33,272
そ の 他	12,331
89,295	
経 常 利 益	2,480,090
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	119
受 取 補 償 金	5,277
5,397	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	30,187
減 損	93,868
124,056	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,361,432
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	895,000
法 人 税 等 調 整 額	95,814
990,814	
当 期 純 利 益	1,370,617

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 2 月21日
至 平成27年 2 月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,061,356	2,165,171	18,688	—	11,090,000	2,742,322	13,851,010	△268	18,077,269
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△314,885	△314,885		△314,885
特別償却準備金の積立				265,394		△265,394	—		—
当 期 純 利 益						1,370,617	1,370,617		1,370,617
別途積立金の積立					2,000,000	△2,000,000	—		—
自己株式の取得								△120,118	△120,118
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	265,394	2,000,000	△1,209,662	1,055,731	△120,118	935,613
当 期 末 残 高	2,061,356	2,165,171	18,688	265,394	13,090,000	1,532,659	14,906,742	△120,387	19,012,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△65,361	△65,361	18,011,907
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△314,885
特別償却準備金の積立			—
当 期 純 利 益			1,370,617
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△120,118
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	477,863	477,863	477,863
当期変動額合計	477,863	477,863	1,413,477
当 期 末 残 高	412,502	412,502	19,425,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 関係会社出資金 移動平均法による原価法によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 未着商品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く）
 a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
 定率法によっております。
 b) 平成10年4月1日以降に取得したもの
 定額法によっております。
 c) 事業用定期借地権が設定されている借地上の建物
 借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 なお、平成10年3月31日以前に取得したものはありません。
 建物以外
 定率法によっております。
 主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 8～50年
 工具、器具及び備品 2～20年
 無形固定資産 定額法によっております。
 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 投資不動産 建物（建物附属設備は除く）
 定額法によっております。
 建物以外
 定率法によっております。
 主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 10～15年

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

株式報酬引当金

取締役に対する株式報酬に充てるため、当事業年度における業績指標及び役位に応じて付与されたポイント数に基づき将来支給する役員報酬見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理によっております。

① ヘッジ手段と

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

② ヘッジ方針等

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替リスクの低減を目的とし当該取引を行うにあたっては、当社の内部規程である「金融派生商品取引管理規程」に基づいております。

③ ヘッジ有効性

為替予約については履行が確実な輸入取引に係るものであり、確実に実行されるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

評価の方法

(2)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

7. 追加情報

(1)役員退職慰労金制度の廃止

当社は、平成26年5月17日開催の第39回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）終結の時をもって、廃止いたしております。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。

なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役及び監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時とします。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」残高を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額91,019千円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(2)株式報酬型「役員報酬BIP信託」に係る取引について

当社は、平成26年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。

その後、当社は株式交付規程に従い、取締役に対し各事業年度の業績指標及び役位に応じてポイントを付与し、原則として、取締役退任時に累積ポイントに相当する当社株式を当該信託を通じて無償で交付します。

これらに伴う会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）が公表後最初に終了する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。

なお、当事業年度末に役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、計上額は120,054千円、株式数は82,400株であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	5,535,148千円
投資不動産の減価償却累計額	43,694千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	

(損益計算書に関する注記)

- 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。
28,741千円
- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高
574千円
- 受取補償金
賃借物件である店舗の前面道路拡幅工事に伴い発生した看板移設等の工事にかかる補償金について5,277千円を特別利益の「受取補償金」に計上しております。
- 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類
営業店舗	大阪府他	建物、構築物、工具、器具及び備品、長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(93,868千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	89,791千円
構築物	719千円
工具、器具及び備品	2,516千円
長期前払費用	840千円
計	93,868千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを当該見積りに反映させており、将来キャッシュ・フローを0.477%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	26,240,800	—	—	26,240,800
自己株式				
普通株式(株)	303	82,447	—	82,750

(注) 当社は、平成26年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当事業年度末の自己株式数には、当該信託が所有する当社株式82,400株を含めております。

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加	82,400株
単元未満株式の買取による増加	47株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月17日 定時株主総会	普通株式	314,885,964	12.00	平成26年2月20日	平成26年5月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 314,885,400円 |
| ② 1株当たり配当額 | 12円 |
| ③ 基準日 | 平成27年2月20日 |
| ④ 効力発生日 | 平成27年5月18日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注)「配当金の総額」には、この配当金の基準日である平成27年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式82,400株に対する配当金988千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、以下のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	193,694千円
未払事業税	25,576千円
未払社会保険料	56,627千円
減価償却超過額	97,830千円
未払役員退職慰労金	32,221千円
株式報酬引当金	7,080千円
建設協力金	104,969千円
資産除去債務	87,815千円
貸倒引当金	15,779千円
その他	79,442千円
繰延税金資産小計	701,037千円
評価性引当金	△4,391千円
繰延税金資産合計	696,645千円

(繰延税金負債)

長期前払費用	168,071千円
資産除去債務に伴う除去費用	62,815千円
特別償却準備金	145,432千円
繰延ヘッジ損益	226,046千円
繰延税金負債合計	602,365千円
差引：繰延税金資産の純額	94,279千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
(調整)	
住民税均等割	5.9%
税額控除	△2.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9%

3. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年2月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が7,117千円減少、当事業年度に費用計上された法人税等調整額（借方）が22,443千円、繰延ヘッジ損益が15,325千円、それぞれ増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関してクレジットカード会社、商品供給売上に関して取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後、最長4年で固定金利であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延のおそれのあるときは、担当部署が速やかに適切に処理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については「金融派生商品取引管理規程」に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。

また取締役会に対して、定期的な運用状況の報告がなされております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。((注)2.を参照ください)

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	751,730	751,730	—
(2)売掛金	995,902	995,902	—
(3)差入保証金	740,446	732,256	△8,189
(4)建設協力金	1,828,957	1,898,475	69,517
資産計	4,317,037	4,378,364	61,327
(1)買掛金	2,683,263	2,683,263	—
(2)短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
(3)1年内返済予定の長期借入金	99,996	106,835	6,839
(4)長期借入金（1年内返済予定のものを除く）	2,566,684	2,559,446	△7,237
(5)未払金	612,193	612,193	—
(6)未払費用	991,356	991,356	—
(7)未払法人税等	313,095	313,095	—
負債計	8,266,590	8,266,192	△397
デリバティブ取引(*)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	638,548	638,548	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金、(4) 建設協力金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

なお、これらのうち、契約によりキャッシュ・フローが確定している差入保証金に含まれている差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）及び建設協力金以外については、次頁(注)2. のとおり、時価を算定することが極めて困難であるため、時価が確定できる差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）、建設協力金についてのみ帳簿価額及び時価を記載しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払費用、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計金額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	6,489,904	—	(注)1 638,548
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	799,986	—	(注)2

(注)1. 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	2,747,493

(注)1. の(3)の差入預託保証金(返済期限の定めのあるもの)を除き、市場価格もなくまた賃貸借契約における退去までの期間を算定することは困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

(注)3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	751,730	—	—	—
売掛金	995,902	—	—	—
差入保証金	37,631	162,878	207,482	332,454
建設協力金	126,501	505,082	544,489	652,884

(注)4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,066,684	—	1,500,000	—

(持分法損益等に関する注記)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 742円62銭
2. 1株当たり当期純利益 52円34銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	19,425,384
普通株式に係る純資産額(千円)	19,425,384
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額の主な内訳(千円)	—
普通株式の発行済株式数(株)	26,240,800
普通株式の自己株式数(株)	82,750
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	26,158,050

2. 1株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益(千円)	1,370,617
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,370,617
期中平均株式数(株)	26,186,121

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、当事業年度の1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は54,342株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式数は82,400株であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年 3 月30日

株式会社あさひ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浅 井 愁 星 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 桂 木 茂 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさひの平成26年2月21日から平成27年2月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年2月21日から平成27年2月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べるほか、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な店舗並びに物流倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、意見を表明いたしました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ⑤ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月3日

株式会社あさひ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 西 村 孝 一 ⑩

監 査 役（社外監査役） 北 山 顕 一 ⑩

監 査 役（社外監査役） 神 田 孝 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、安定的な財務体質の確立、企業価値の向上に努めるとともに、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、第40期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 12円 総額 314,885,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第30条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第29条 （条文省略） （新設） 第5章 監査役及び監査役会 第30条～第39条 （条文省略） （新設） 第40条～第47条 （条文省略） 以上	第4章 取締役及び取締役会 第18条～第29条 （現行どおり） （社外取締役との責任限定契約） 第30条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 第31条～第40条 （現行どおり） （社外取締役との責任限定契約） 第41条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> 第42条～第49条 （現行どおり） 以上

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	しもだ よしふみ 下 田 佳 史 (昭和46年3月2日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年1月 当社商品部長 平成18年5月 当社取締役商品部長 平成20年2月 当社取締役商品本部長兼商品部長 平成20年5月 当社専務取締役商品本部長 平成24年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理	3,242,200株
2	はやし のぶゆき 林 伸 之 (昭和38年1月26日生)	平成7年1月 当社入社 平成9年3月 当社営業部長 平成15年5月 当社取締役店舗開発部長 (現在に至る)	40,200株
3	まつした とおる 松 下 徹 (昭和39年3月18日生)	昭和61年3月 当社入社 平成16年2月 当社取締役営業部長 平成17年4月 当社取締役営業本部長兼営業部長 平成22年12月 当社取締役営業本部長 平成25年2月 当社取締役店舗運営部長 (現在に至る)	8,100株
4	こ が としかつ 古 賀 俊 勝 (昭和39年1月22日生)	平成14年8月 当社入社、経理課長 平成18年4月 当社経理部長 平成18年5月 当社取締役経理部長 平成19年11月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成25年2月 当社取締役経理部長 (現在に至る)	6,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式数
5	西 岡 志 朗 (昭和37年2月7日生)	平成21年1月 平成22年5月	当社入社、総務部長 当社取締役総務部長 (現在に至る)	1,400株
6	大 森 貴 志 (昭和36年4月24日生)	平成6年7月 平成25年2月 平成25年5月	当社入社 当社商品部長 当社取締役商品部長 (現在に至る)	46,500株
7	池 永 隆 (昭和22年3月25日生)	昭和46年7月 平成7年3月 平成17年3月 平成26年5月	株式会社シマノ入社 同社 取締役 シマノ臨海株式会社(現シマノセー ルス株式会社) 代表取締役 当社取締役海外戦略担当 (現在に至る)	—
8 ※	伊 部 己代二 (昭和28年10月22日生)	昭和51年4月 平成16年1月 平成20年5月 平成26年5月 平成27年2月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱 東京UFJ銀行) 入行 UFJモーゲージサービス株式会社 (現エム・ユー不動産調査株式会社) 取締役大阪支社長 株式会社エーアイテイナー 取締役 同社 顧問 同社 顧問退任 (現在に至る)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 愛三希(北京)自転車商貿有限公司は、平成22年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
3. ※は新任の社外取締役候補者であります。
4. 新任の社外取締役候補者の伊部己代二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関における経験に加え、事業会社における総務部門及び経理部門での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 同氏が社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
6. 本総会において、同氏が社外取締役に選任された場合には、第2号議案が原案どおり承認されることを条件に、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

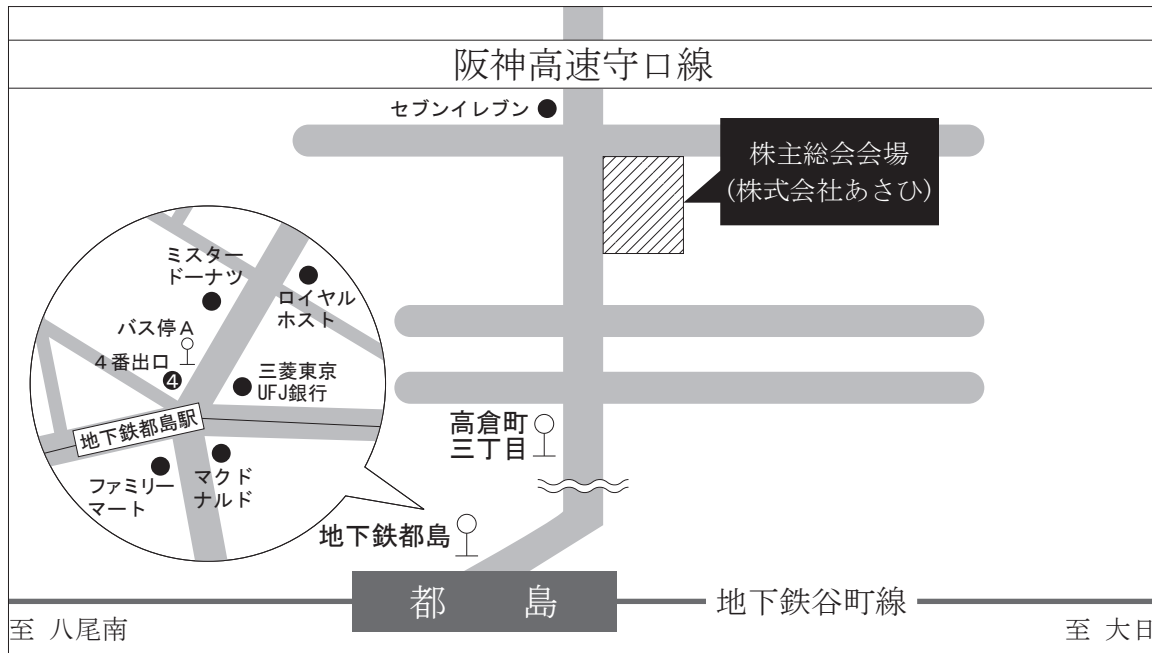
以 上

〈メ モ 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
当社本店 4F 会議室
電話(06)6923-2611(代)



交通のご案内

大阪市営地下鉄谷町線「都島」駅下車（4番出口）

大阪市バス「地下鉄都島」バス停Aのりばからバス乗車（同バス停から出発するバスいずれも乗車可）
（約4分乗車）→「高倉町三丁目」バス停下車 北へ徒歩約3分

お願い

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場は全館禁煙ですのでご了承ください。

株 主 各 位

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号

株 式 会 社 あ さ ひ

代表取締役社長 下 田 佳 史

第40回定時株主総会招集ご通知の正誤表

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、同封の当社「第40回定時株主総会招集ご通知」の一部に訂正すべき事項がございますので、謹んでお詫びを申しあげますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所は二重下線を付して表示しております。

敬具

記

【訂正箇所1】

29ページ「デリバティブ取引 ②ヘッジ会計が適用されているもの 通貨関連」

(訂正前)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	6,489,904	—	(注) <u>1</u> 638,548
<u>為替予約等の振当 処理</u>	<u>為替予約取引 買建 米ドル</u>	<u>買掛金</u>	<u>799,986</u>	<u>—</u>	<u>(注)2</u>

(注)1. 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(訂正後)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	6,489,904	—	(注) 638,548

(注) 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

【訂正箇所 2】

36ページ 第 2 号議案 定款一部変更の件

(訂正前)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略) (新設) 第<u>40</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)	第5章 監査役及び監査役会 第<u>31</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第<u>41</u>条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 第<u>42</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)

(訂正後)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略) (新設) 第<u>40</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)	第5章 監査役及び監査役会 第<u>31</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第<u>41</u>条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 第<u>42</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)

以 上